

周南市監査委員 中村 研二

周南市監査委員 坂本 心次

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

熊毛総合支所

地域政策課、市民福祉課、産業土木課

教育委員会事務局熊毛総合出張所

2 監査の範囲

平成29年（一部平成28年）4月から平成29年7月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成29年9月11日から平成29年11月14日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

地域政策課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	総務費雑入について、算定に誤りのあるものがあった。
	措置状況	適正な算定による調定額との差額を徴収しました。

(2) 財産管理事務

ア	指摘事項	はがきについて、市が事務局を有する公共的団体へ貸与し、返還されたものがあった。
	措置状況	今後は適切な財産管理を行います。

市民生活課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	特殊勤務手当支給条例による特殊勤務手当の支給に係る勤休管理について、特殊勤務等実績簿と勤休管理システムの内容が異なるものがあった。
	措置状況	勤休管理システムを修正し、手当を支給しました。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	廃棄物収集運搬処分業務について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する契約書が作成されていないものがあった。
	措置状況	今後は適正な事務処理を行います。